

# イスラム金融について

(銀行の業務範囲とイスラム金融への取組み等)

平成26年3月

## 1. 銀行本体の業務範囲

銀行本体の業務範囲は、

- ① 固有業務（預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等）
- ② 付随業務
- ③ 他業証券業（投資信託の販売等、金融商品取引法に定める一定の業務）
- ④ 法定他業（信託兼営法等の他の法律の定めにより行う業務）

に限定されている（他業禁止規制）。【銀行法第10条、第11条、第12条】

## 2. 付随業務

銀行法においては、銀行業の付随業務について、

- ① 基本的な付随業務（債務の保証、有価証券の貸付け、両替等）を例示している（銀行法第10条第2項各号）ほか、
- ② 「その他の銀行業に付随する業務」（銀行法第10条第2項本文）も銀行が行うことができることとすることにより、付随業務の範囲に弾力性をもたせ、新しい種類の付随業務に対する法律上の受け皿としている。

# 銀行グループ会社の業務範囲

銀行・銀行持株会社は、銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者、金融商品仲介業者、保険会社等、信託会社、従属業務を営む会社、金融関連業務を営む会社、ベンチャー企業、川下持株会社以外の会社を子会社としてはならない。  
(銀行法第16条の2、第52条の23)

## 1. 従属業務

従属する銀行、その子会社等の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものであり、かつ、その業務の遂行上必要となるもの。従属業務そのものは、銀行業からみれば他業であるが、銀行が分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から認めているもの。従属業務の内容は、銀行法施行規則第17条の3第1項に限定列挙されている(営業用不動産管理、ATM保守・点検、現金小切手等集配等)。

## 2. 金融関連業務

銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随・関連する業務。  
金融関連業務の内容は、銀行法規則第17条の3第2項に限定列挙されている(サービサー業、プリペイドカード業、リース業、イスラム金融等)。

# 銀行・銀行グループ会社の業務範囲

## ○「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（平成12年12月21日金融審議会第一部会報告）

### 4. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

#### (1) 新しい時代における銀行等の業務の考え方

① 銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、平成10年のいわゆる金融システム改革法において、銀行等による投資信託販売の導入や子会社の範囲そのものの拡大が行われるなど、経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当である。その際、銀行業が新しい金融サービス業に変貌しつつある中、財務力やリスク管理が十分な銀行については、業務範囲の弾力化を柔軟に図っていくという観点も必要である。また、ワンストップ・サービス促進等の観点から横断的な金融サービスのあり方についても、今後検討することが望ましい。

② 銀行法等においては付随業務として債務保証などが例示されているが、これ以外の業務が「その他の付随業務」に該当するかどうかの基準が現在は示されていない。これを当局が提示し、行政の透明性を向上させるとともに、銀行等が新たな付随業務を開始することを容易にすることが望ましい。その際には、本業との機能的な親近性、リスクの同質性、顧客利便等の観点を考慮することが適当である。また、その過程などにおけるいわゆるノー・アクション・レターの活用が検討されるべきである。

銀行等が本来業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力（エクセス・キャパシティ）については、他業禁止の趣旨や本来銀行にどのような業務が求められているのかといった観点に留意しつつ、その適切な範囲での活用を認める方向で検討することが適当である。

# 銀行・銀行グループ会社の業務範囲

## ○主要行等向けの総合的な監督指針

### V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等

#### V-3-1 基本的考え方

##### (1) 銀行の他業禁止規制の趣旨

銀行には、銀行法上他業禁止規制が課されているが、その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等（注）の点にある。

(注) この他に、銀行業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止が他業禁止の趣旨として指摘されている。

(2) 銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとする。

なお、「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、銀行法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮するものとされている。

#### V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い

- ① 当該業務が法第10条第1項及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

## ○「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日金融審議会第二部会報告）

### I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

#### 1. 基本的な考え方

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を検討するに当たっては、銀行・保険会社本体の経営の健全性確保が強く求められるものと考えられる。

実際に、個別の業務を銀行・保険会社グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行・保険会社本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行・保険会社グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当である。

その際、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、

- ・ 当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的な親近性
  - ・ 当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性
  - ・ 銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度
- 等を勘案して決定すべきものと考えられる。

## 銀行の業務範囲に係る最近の変更

施行日	業務内容
平成14年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券会社等のATMによる預金又は貸付けに係る金銭の受払事務の委託</li> <li>・「その他付随業務」の判断基準策定</li> </ul>
平成15年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティング業務等の取引先への支援業務</li> </ul>
平成16年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチング業務</li> <li>・M&amp;Aに関する業務</li> <li>・取引先企業に対する経営相談</li> <li>・財産形成に関する相談に応じる業務等</li> </ul>
平成16年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託業法の改正に伴う信託受益権販売業、信託契約代理店</li> <li>・証券仲介業</li> </ul>
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行代理業制度の創設に伴う銀行等の業務の媒介（代理は従前より認められていた）</li> <li>・農協等が行う信用事業の代理又は媒介</li> </ul>
平成19年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介</li> <li>・排出権のデリバティブ取引（差金決済に限る）</li> <li>・排出権取引の媒介・コンサルティング業務</li> </ul>
平成20年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国銀行業務の代理又は媒介</li> <li>・商品デリバティブの拡充</li> <li>・排出権取引及び同取引の代理又は媒介</li> </ul>
平成24年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナンス・リース取引及び同取引の代理又は媒介</li> </ul>
平成26年4月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し</li> </ul>

# 銀行子会社の業務範囲に係る最近の変更

施行日	業務内容
平成11年2月	・債権管理回収業
平成12年3月	・電子計算機のプログラムの作成・販売等
平成12年11月	・投資信託委託業及び投資法人資産運用業
平成13年10月	・確定拠出年金運営管理業
平成14年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従属業務会社に係る親会社等からの収入依存度を90%以上から50%以上に引き下げ</li> <li>・リース業子会社に対するいわゆるファイナンス・リース以外のリース業務の解禁（総リース収入に占める割合が50%未満に限る）</li> <li>・個品割賦購入あっせん</li> </ul>
平成14年10月	・保険募集
平成16年4月	・ネットワーク上のプリペイド事業
平成17年1月	・信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業、
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託兼営業務を受託する契約の代理又は媒介</li> <li>・農協等の信用事業の代理又は媒介</li> <li>・銀行業を営む外国会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合はカストディ業務の媒介に限る。）</li> <li>・複数の銀行グループ等による従属業務会社の共同設立</li> </ul>
平成19年6月	・信用保証会社による親銀行グループ外の者の事業性ローンの保証
平成19年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己募集業（金商法2条8項7号）、投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介（同項13号）、自己運用業（同項15号）</li> <li>・金銭債権等のファンド運用業</li> <li>・排出権の取得、譲渡又はその媒介、取次ぎ、代理</li> <li>・排出権のデリバティブ取引（差金決済／現物決済）</li> </ul>
平成20年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イスラム金融</li> <li>・リース子会社の中古物件販売</li> <li>・特例子会社対象業務</li> </ul>
平成22年4月	・資金移動業
平成24年6月	・動産担保融資に係る業務
平成26年4月（予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外M&amp;Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し</li> <li>・事業再生会社</li> </ul>



# (参考) 銀行法第10条・11条・12条 (抜粋) ①

(業務の範囲)

**第十条** 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
  - 二 資金の貸付け又は手形の割引
  - 三 為替取引
- 2** 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。
- 一 債務の保証又は手形の引受け
  - 二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び 短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
  - 三 有価証券の貸付け
  - 四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - 五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡
  - 五の二 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
  - 五の三 短期社債等の取得又は譲渡
  - 六 有価証券の私募の取扱い
  - 七 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
  - 八 銀行その他金融業を行う者(外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。)の業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介(内閣府令で定めるものに限る。)
  - 八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)
  - 九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - 十の二 振替業
  - 十一 両替
  - 十二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第五号に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - 十三 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

## (参考) 銀行法第10条・11条・12条 (抜粋) ②

十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十三号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十八 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十九 前号に掲げる業務の代理又は媒介（以下略）

第十一条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）

三 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

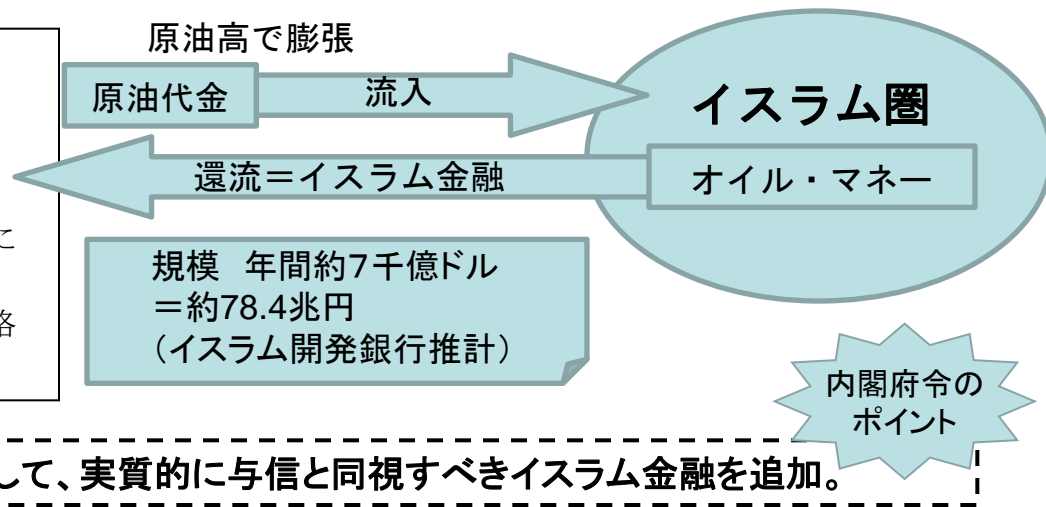
第十二条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

# イスラム金融の解禁（平成20年銀行法施行規則改正）

シャリヤ（イスラム法）上、リバー（利子）は禁止  
→ 融資の代替として、ムラーバハ（売買形態）※1、  
イジャーラ（リース形態）※2などが発達。

※1 事業者の必要とする設備をいったん銀行が購入し、  
事業者に売却。後払いで支払われる購入代金に利子に  
相当する額を上乗せ。

※2 事業者の必要とする設備を銀行が購入し、その価格  
及び利子に相当する額を含む使用量を徴収。



## 【平成19年12月18日金融審議会第二部会報告】

「(略)...近年、海外においてイスラム金融取引が台頭し、今後も急速にその市場拡大が見込まれることを踏まえれば、我が国銀行・保険会社グループの国際競争力の確保の観点から、実質的に与信と同視しうるという要件の充足を条件に、イスラム金融を銀行・保険会社グループの業務範囲に加えることが適当である。...(略)」

## 【銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2】 <平成20年銀行法施行規則改正>

(銀行の子会社の範囲等)

### 第十七条の三

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

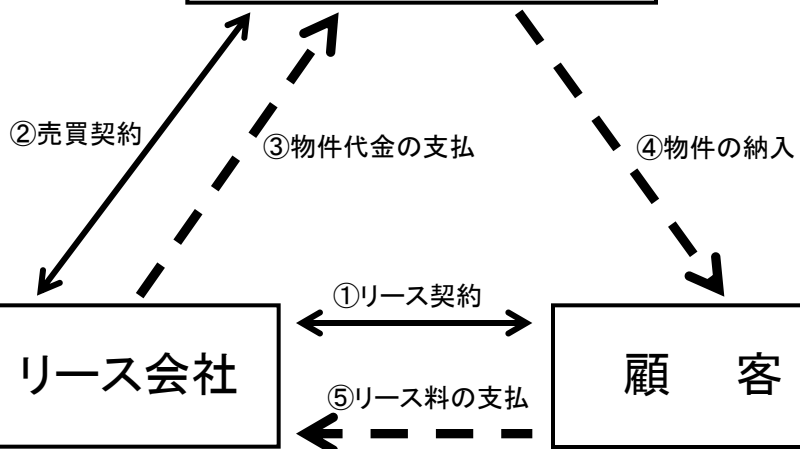
# (参考) 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁 (平成23年金商法等改正法)

## ファイナンス・リース取引の流れ

ファイナンス・リースは、

- ① 中途解約禁止
- ② 物件価格と付随費用をリース料で全額回収(フルペイアウト)の2つの要件※を満たすリース取引

リース物件のメーカー



※今回金融機関が取扱うことが可能となるのは、リース契約終了後に顧客に所有権が移転しない内容の契約のみ

## 今回の改正内容

金融機関の子会社のみがファイナンス・リースの提供可能



金融機関本体がファイナンス・リースを提供することを可能にする(代理・媒介を含む)

## 期待される効果

- ① 中小企業等が金融機関※本体で融資やリースのサービスを一括して享受(ワンストップサービス)
- ② 金融機関本体による中小企業等の潜在的な設備投資ニーズの掘り起こし
- ③ 金融機関本体の収益機会を多様化

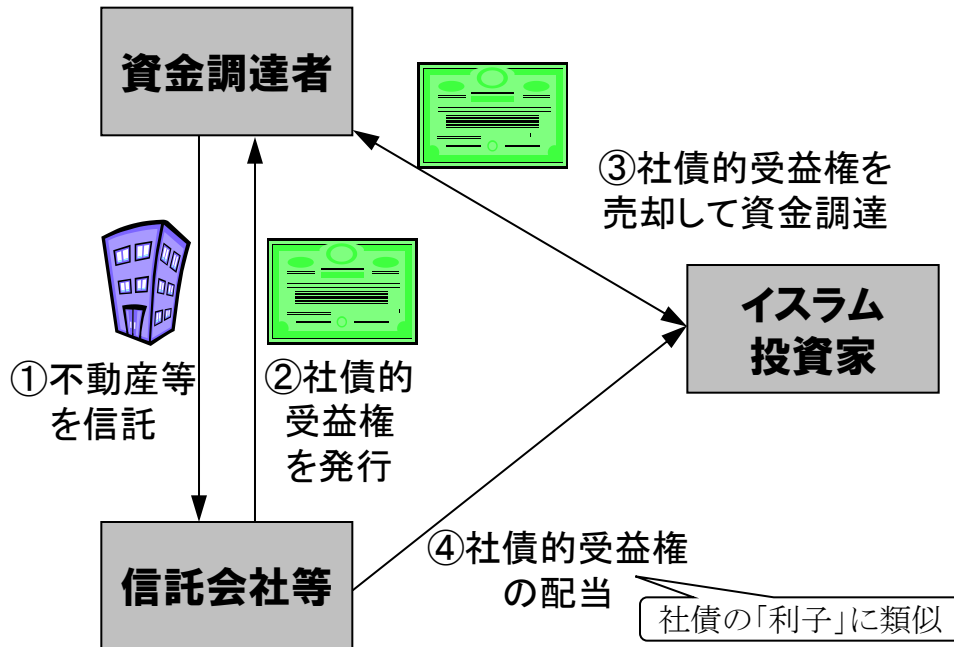
※金融機関: 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、系統、保険会社

# 社債的受益権に係る措置（平成23年金商法等改正法）

## 背景

- ◆ イスラム債(スクーク)とは、経済的には債券と同様の性質であるものの、利子を受けることを禁じているイスラムの教義(シャリア)に適った有価証券のこと。
- ◆ 資産流動化法上の特定目的信託が発行する「社債的受益権」は、法的には信託受益権として金銭の分配を受けるものである一方、経済実態的には社債のようにあらかじめ定められた金額の分配を受けることのできる性質を有するため、イスラム債に活用することが可能。この社債的受益権を利用してイスラム債の発行を促進する観点から、平成23年改正において、下記の改正を実施。

## 想定されるスキームの例



## ◎ 改正の内容

- ・ 従来、社債的受益権を発行する(左図②)ためには、それ以外の種類の受益権も併せて発行することが義務づけられていたところ、この義務を免除する等の改正を実施。
- ※ 当該義務は、社債的受益権があらかじめ定められた金額の分配を受けるものであることから、特定目的信託の変動する損益を帰属させる先として、他の種類の受益権を発行するべきであるとの観点から設けられているものである。しかしながら、損益の帰属先を確保するために他の種類の受益権を発行することを法令上義務付ける必然性には乏しく、また社債的受益権のみを発行する特定目的信託についての潜在的なニーズが生じていた。

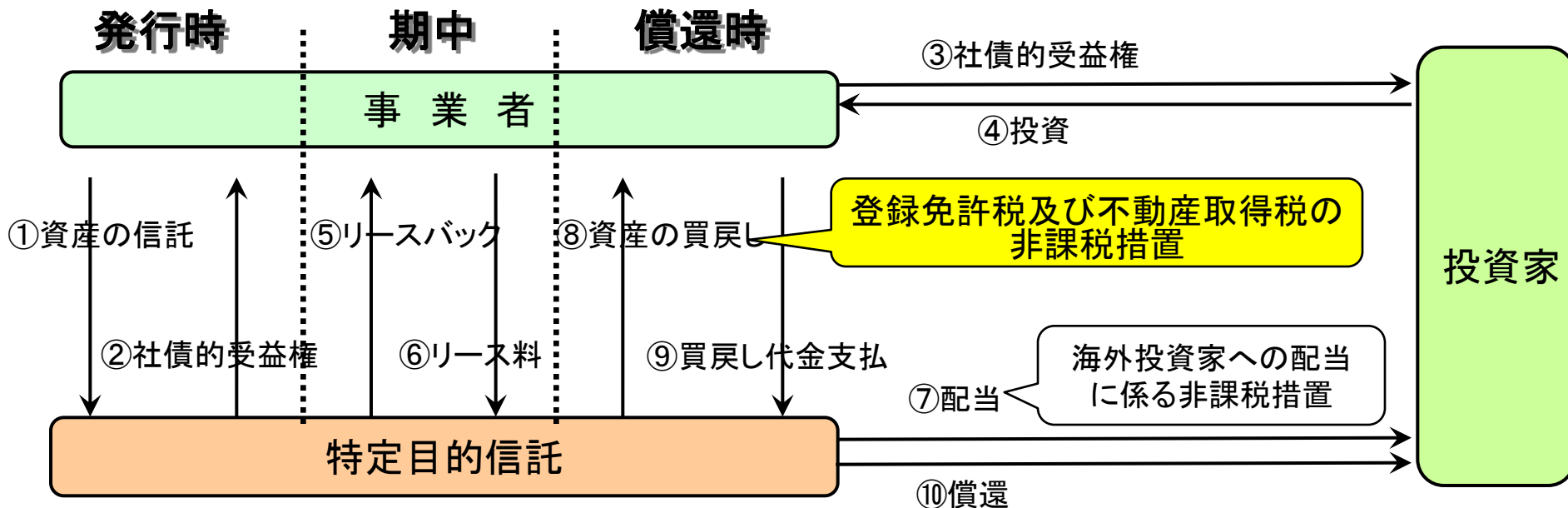
# イスラム金融に関する所要の税制措置（平成23年税制改正）

## 【大綱の概要】

- スクークとして活用可能な「社債的受益権」の税制上の取扱いについて、
    - ① 海外投資家が受ける「社債的受益権」の収益の分配に係る源泉所得税を非課税とし、
    - ② 「社債的受益権」の発行スキームにおいて、資金調達者による信託財産の買戻しに係る「登録免許税」及び「不動産取得税」を非課税とする等の所要の改正を行う。
- ⇒ 我が国においても、スクーク発行を通じてイスラム・マネーを呼び込むことが可能に

※ 「社債的受益権」とは、資産流動化法上の特定目的信託が発行する受益権で、実質的に社債と同視し得るもの。

## ＜「社債的受益権」(日本版スクーク)の発行スキーム＞



(注) 平成26年2月現在、①及び②のうち登録免許税の非課税措置は平成28年3月末までの措置、②のうち不動産取得税の非課税措置は恒久措置とされている。